

障第48号の2
令和7年4月16日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金の申請受付開始について
(提出先通知)

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和7年4月8日付け障第48号でお知らせした標記の件について、下記のとおり提出先等をお知らせします。

交付要件に該当する場合には、期日までに申請いただきますようお願いいたします。

記

1 申請書類等の提出先・提出方法について

・次のURLから、電子フォームでの提出をお願いします。

<https://35e5fbc4.form.kintoneapp.com/public/00000718ac734c1edd6d4c9f2e1e90a8e61bb8f66dcfa17612d2b46080cf89d6>

【受付期間】令和7年4月16日(水)から令和7年5月7日(水)まで(必着)

- ・電子フォームを利用できない場合に限り、郵送で申請を行ってください。
なお、郵送にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。
郵送での提出先は、下記問い合わせ先にお尋ねください。

2 申請様式

<申請様式>

- ①申請書(別記第1号様式)
- ②事業計画書
- ③**(債権譲渡を行っている事業所のみ)** 通帳の表紙をめくった見開きページ全体の写真画像等(郵送で提出する場合、口座通知書に写真画像等を張り付けて提出してください)

下記県ホームページ中に申請に係る様式について掲載しています。

【県ホームページURL】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/426687.html>

3 留意事項

- ・県ホームページにて、交付要綱、実施要綱、申請方法、申請様式、QA等の詳細を掲載しておりますので、必ずご確認ください。
- ・本補助金は、福祉・介護職員等処遇改善加算とは別の事業になりますので、福祉・介護職員等処遇改善加算を算定している場合でも、申請が必要となります。
- ・職場環境改善経費について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に充当しないこととしてください。消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

4 問い合わせ先

補助金の内容や申請方法等についてのご質問は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：050-1750-5466

対応期間：令和7年4月9日（水）から令和7年5月23日（金）まで

（土日祝日は休業となります。）

受付時間：9時から17時まで

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	加 藤
問合せ	上記の問い合わせ先へお願いします。		